

真名本『詠歌大概』論述部の和化漢文について

——和化漢文の解説・訓読のために——

田 中 雅 和

はじめに

和化漢文の解説・訓読については、極めて大きな困難が伴うことや、解決すべき課題も多いことが指摘される。従って、その精確な読解の方法が、現段階では未だ十分に確立していると言えない状況にある。

和化漢文は、漢文という文章様式によりながら、日本語としての文章を漢字を用いて表現したものであり、飽くまでも「日本語を表現するための一文章様式」と位置付けられる。従って、和化漢文の訓読は、外国語としての中国漢文をそれとは異なる言語(日本語)に置き換える(翻訳する)という理解行為に基づく純漢文の訓読とは自ずと異なる。つまり、和化漢文の訓読は、和化漢文という文章様式の背後にある具体的な国語文(表現行為に基づいた表現文)を再現することであると考えられる。しかも、可能な限り文章作成者

自身が意図した国語文の再現に近づくことこそが望ましい姿であろう。しかし、漢文と国語文とが質的に異なつた文章様式である以上、漢文という様式によつて表現される和化漢文は漢文体の表現様式の制約を受けざるを得ず、国語表現との繋がりを直截にたどれない部分が当然存する。従って、文章作成者自身の訓読によらない限り、完全な国語(表現)文を再現することが困難な部分もある。例えば、漢文様式にない国語表現を漢文の範囲内の形に対応させ、或いは国語表現とは異なる構文・語法等によつて表現しなければならぬ場合もあるからである。助詞・助動詞や訓読では不説になる助字等との関係がその典型的なものである。また、構文等では漢文における定型が意図されてそれに制約された表現になることもあろうし、更に、和文的表現が一度漢文訓読文的表現への置き換えを経て漢文様式で表現されることも考えられる。

和化漢文の解説・訓読を行うために必要なことは、表現行為とし

てみた和化漢文に認められる表現上の特徴を把握し、また、和化漢文表現とその基底にある国語表現との関係を把握することである。この点に関して、和化漢文作成者自身の表現行為に基づく国語表現・仮名表記資料が存する場合、それが極めて有効な参照資料になり得ることは言うまでもない。更に、訓読という理解行為における言語的特徴を把握することも重要であろう。和化漢文の作成(表現行為)においては、文章作成者自身が訓読するように、或いは訓読できるように、用字・用語・構文等を選択して表現するものと考えられるからである。和化漢文の解説にあたっては、文章作成者の表現行為と理解行為との両面におけるそれぞれの使用言語の実態と特徴を把握し、両者を融合させる形で訓読文を想定するアプローチの仕方が必要であると考えられる。

本稿の目的と方法

本稿の目的は、和化漢文で記された「詠歌大概」論述部の表現上の特徴を明らかにし、和化漢文の基底にある定家の国語表現を再現する手掛かりを得ることによって、より正確な解説・訓読に資することにある。

当該資料は和化漢文による定家の歌論である。従って、内容上も類似する定家自筆の「近代秀歌」によって、定家の歌論における用語・語法などの確認と表現の趣旨を推測することができる。或いは

同様に「毎月抄」もその補助資料とし得る。これら国語表現・仮名表記の資料は、定家の表現行為における使用言語の諸実態とその特徴を把握するための参考になり、和化漢文の基底にある定家が意図した国語文を想定するのに有効である。

また、理解行為における言語的特徴を把握するのに有効な資料として、大江周房の和化漢文と定家による訓読文(漢字仮名交り文)との両資料が存する「宗清願文案」がある。この宗清願文案については、文体の異なる(和化漢文・漢字仮名交り文)二種類の文書を一对の資料として捉えることによつて、和化漢文の訓読(理解行為)に関する問題を明らかにする端緒となし得ることを、かつて拙稿¹⁾で述べた。和化漢文作成者と訓読者とは異なるが、訓読という理解行為における使用言語の実態と特徴を把握するための参考になり、定家自身による訓読文を想定するのに有効である。更に、この資料によつて、定家の表現における和化漢文の用字・用語・語法と訓読との関係や特徴などを知ることができるので、和化漢文の作成という表現行為における言語的特徴を知るのにも有効である。第三者の作成した和化漢文を訓読するという定家の理解行為における言語的特徴は、定家自身による和化漢文作成(表現行為)の際にも反映すると考えられるからである。和化漢文作成は、自身が訓読するように、或いは訓読できるように、用字・用語・構文等を選択して表現されるものと考えられる。

宗清願文案における和化漢文の表現上の特徴や定家の訓読の特徴、或いは和化漢文と訓読との関係などについて、拙稿「和化漢文と定家の訓読―石清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助詞と助字との関係―」（『鎌倉時代語研究』第22輯）で指摘した。本稿では、定家自筆「近代秀歌」と「毎月抄」の表現を参照し、拙稿で指摘した和化漢文の表現と訓読との関係から、詠歌大概の和化漢文と宗清願文案の定家訓読との関係を見ることによって、定家による表現行為としての和化漢文の特徴を確認したい。尚、拙稿で問題としたことは、主に次のような点であった。国語の助詞・助動詞に対応する語がどのような助字でどの程度文字化され、国語文としては不要であるはずの不読の助字がどのような場合にどの程度用いられるか。また、補読を前提とする助詞にはどのような特徴があるか。従って、本稿でも国語の助詞・助動詞と漢文の助字との関係を中心に見ていくことになる。

定家による和化漢文の表現上の特徴

○助詞「は」との関係から

宗清願文案では、訓読文に用いられた「は」の内約八割が和化漢文で「者」字を以て表記され、残りの補読されるもの多くは和化漢文における和風の定型表現や所謂訓読の定型である。助詞「は」と「者」字との関係については、文章作成者の個性や文体的性格に

よる差異が反映するものであり、和化漢文一般の性格として一概に論ずることはできそうにない。宗清願文案の和化漢文では、国語文として必要な助詞「は」が基本的に「者」字で表記される傾向が極めて強いのに対して、定家の詠歌大概では二例の使用例しかないが、それは定家の個性や願文と論述（歌論）文という文体的性格の差異などによるものと考えられる。詠歌大概において国語文として必要な助詞「は」が二例だけだった訳でなく、原則として補読を前提としていると考えられる。例えば、「情以新為先 詞以舊可用」は、近代秀歌の「ことば、ふるきをしたひ、こゝろはあたらしきをもとめ」に対応するように、定家の表現としては訓読に「は」が補われるべきである。（論者の訓読では一一例の「は」を補う。）そのような中にあるのは、寧ろ「者」で表記されるものの方に特徴が認められる。一例は「於古人哥者、多以其同詞詠之、已為流例」であり、慣用的定型表現で用いられる。宗清願文案では定型表現としての〈於十名詞十者〉を「〜におきては」と訓む。この形式は動詞句を承けて条件句を作る場合もあるが、当例のような名詞承接の場合は「〜については」という意の提示・強調の表現である。もう一例は「常観念古哥之景氣 可染心 殊可見習者……三十六人集之中殊上手歌」である。「は」の補読を必要とする他の部分は、「者」字のような指標がなくても、意味・文脈・構文等によって、比較的容易に主語・提示部であることの解釈ができる。それに対し

て、当該部分は、「殊に見習ふべし」と文を切るように誤読される可能性を持つ。それを避けるために、「者」字を用いて、提示部として後句に続くことを明示したものであろう。助詞「は」との関係で、二箇所のみ「者」字が用いられたことに、定家の和化漢文表現における有意の特徴を認めることができる。

○助詞「の」との関係から

詠歌大概では、宗清願文案に比べて「之」字の使用率が低く、補読を必要とする割合が高くなっている。これは宗清願文案の和化漢文に認められた特徴―国語文として文脈上必要な格助詞「の」は原則として「之」字で表記される傾向―と異なるように見える。しかし、詠歌大概で補読を要する（「之」が文字化されない）ものは、格助詞「の」を同一文・句中に連続して使用する場合が殆どである。国語文としては助詞「の」を必要としながら、和化漢文においては、文字面や表現の面から、その連続表記の煩わしさを避けたものである。また、格助詞「の」が補読されることも、一般的な訓読の有り様として、決して特別なことではない。そう考えると、基本的な部分では、宗清願文案で認められた特徴と大きな齟齬をきたすものではない。例えば、「七八十年以来人之哥」の部分は、諸本間に「以来人之哥」「以来人之哥」「以来人之哥」「以来人」（古典大系の校異を参照）四種類の異同がある。和化漢文の表記・表現に関し

て、国語文として必要な助詞を表記することと表記上の煩雑さを回避することとの間に、固定的な規範や優先順位などがあつたわけではないことを反映していると思得る。

「の」と関連して、同じ機能の連体格助詞「が」が、和化漢文の表現で用いられるか、或いは「の」と区別されるか、また訓読との関係はどうかなどが問題になる。宗清願文案では、「之」を「が」と訓んだ例が五例存する。（十分之二）の如き例が二例、「十之八九」の如き例が二例、「弟子之祖師」をへ174弟子が祖師」と訓んだ例である。訓読文中にはこの他に「ゝがため」「ゝがごとし」の如き慣用的な表現の句中で用いられるものもあるが、当然漢字表記されることはない。詠歌大概の「人麿 貫之 忠岑 伊勢 小町等之類」は、近代秀歌にある「花山僧正・在原中将・素性・小町がのち、たえたるうたのさま」や先の「弟子が祖師」という用法に通ずるものと見ることができ、定家の用語として「が」と見てよさそうである。すなわち、表現行為としての和化漢文では「の」も「が」も「之」で表記される。訓読に際しては、国語助詞としての意味・機能の相違や表現者の用語法を知り、或いは訓読の慣用に従うことによって、訓み分けることが可能である。従って、和化漢文の基底にある国語文や表現者の意図・区別の意識などは、訓読文に反映し得る。

詠歌大概でも連体格用法の「之」が殆ど（体言十之十体言）型で

あり、〔活用語十之十体言〕型が原則として用いられない情況は宗清願文案と同じで、和化漢文の一般的な特徴と認めてよさそうである。そのような中であつて、〔活用語十之十体言〕型が三例ある。一例は「如此之時」である。〔活用語連体形十之十体言〕の如き訓読は、鎌倉時代には未だ一般化しておらず、宗清願文案でも〔活用語十之十体言〕の「之」を「の」と訓んだ例は基本的にはない。²⁾ 例外的に「く如きの体言」の例は早くから認められ、宗清願文案における定家の訓読にも〔如此之犯人召取之輩也〕へ¹⁾かくのことき、犯人をめしとるともから也、の例がある。しかし、「如」の連体用法に常に「の」を添えるとは限らない。例えば、詠歌大概での他の〔如此十体言〕型は「如此事」「如此類」であり、これらの場合、「之」字がない(諸本間で異同もあるが)ことを勘案しても、助詞の補読を行う必要は必ずしもない。一方、「如此之時」の場合、「之」字の使用に關して、他とは異なる特徴を指摘できる。すなわち、「時」は和化漢文における形式名詞で、先行句を条件として後文に続ける接続助詞の用法であり、「之」の使用もこれに關わる和風の表記形式と位置付けられるので、他と違い「かくのことき」とき」と積極的に「の」を補つて訓むことを前提に「之」字が用いられたものと見得る。

和化漢文における和風の定型などとして説明できるもの以外に、表記形態(語序)でも活用語(動詞)の直下に「之・名詞」と続く例

がある。具体的には「求人未詠之心詠之」や「所詠出之詞」で、「人の未だ詠まざる心を求めて」「詠み出すところの詞」と訓読すべき文である。これは、積極的に純漢文の語法・表記に従うことが意図されたのではなく、訓読に際して誤読されることを避ける意図で連体格表示の「之」が用いられたものと考えられる。漢文様式の表記において(動詞・名詞)の語序で「未詠心」「所詠出詞」とすれば、「未だ心を詠まず」「詞を詠み出すところ」と解釈される可能性があるからである。国語助詞「の」にはない活用語承接の連体修飾用法で、訓読で不読になる「之」が殊更に文字化されるのは、漢文様式によりながら国語を表現するという和化漢文において、誤読等を避けるための一種の工夫と位置付けられるように思う。〔活用語十之十体言〕型そのものは、宗清願文案で二七例の使用例があり、他の和化漢文でも特殊な形式ではなく、院政期の公家日記等にも使用される形式である。¹⁾ しかし、少なくとも詠歌大概においては例外的な形式と認められ、連体修飾用法「之」の使用は前述のような特徴が指摘できることから、定家による意識的な工夫であったと見得る。この様な特徴が、和化漢文一般に見られるものか、定家という特定の個人に独自のものか、或いは文体や資料の性格によるものか、更に検討を加える必要がある。

格助詞「の」には主格表示の用法もある。和化漢文において主格用法の「之」などは使用しないのが普通であり、訓読で文脈に応じ

て補読される。頻度は低いながら和化漢文に用いられる主格用法の「之」は、独立した単文中に用いられることが殆どなく、名詞句中（連体句）などに用いられるという特徴が指摘できる。特に、宗清願文案でもそうであるように、定型の〈体言十之（主格）十所〉（形式名詞）十動詞〉形式で用いられるものが特徴的である。この特徴によって、和化漢文の解説・訓読における句の断続関係を把握することができ、具体的には、詠歌大概の「詞不可出 三代集先達」所用 新古今古人哥 同可用之（割注）が対象になるが、これも表現の定型である。この部分を、詠歌大概の仮名本では、多く「詞不可出三代集。先達之所用。」と区切り、「先達之所用」を独立した一文として、「先達の用ゐるところなり」の如くに訓む。しかし、前後からの文脈や意味上の不自然さも否めず、解釈に疑問の残るところである。和化漢文における構文的特徴を勘案すれば、「詞不可出……新古今古人哥」を一続きの一文と見て、「詞は、三代集の先達の用ゐるところ、新古今の古人の哥を出づべからず。」とする方が、より相応しい解釈であろう。すなわち、「詞に舊可用」の注として「三代集先達之所用」「新古今古人哥」の「詞」を並べ、更に「同可用之」も両者を承けたものと解釈すべきかと思われる。

また、詠歌大概には、全体が定型の〈体言十之（主格）十所〉（形式名詞）十動詞〉形式でありながら、主格「之」が表記されない例がある。「近代之人所詠出之心詞 雖為一句 謹可除弃之」がそれで、

「近き代の人の詠み出すところの心・詞は……」と「の」を補って訓むべき部分である。この訓読には、毎月抄「今の人のよめらんにも」の表現が、文意も類似しており、参考になる。この部分は後に連体格用法の「之」が用いられたために、「之」字の断続使用が避けられたものと解釈できる。和化漢文の表記（表現行為）に際して、「之」における連体格用法は主格用法に優先するものと見られる。和化漢文の表現で、連体格用法に対して主格用法の使用が幾分特殊であることと関係するものであろう。或いは、先の例との違いから見れば、当該例は訓読に際して誤解・誤読の可能性が殆どないために、一般に用いない主格用法の「之」を表記しなかったものと解釈することもできる。

国語助詞「の」と和化漢文「之」との特徴的な関係について推測するならば、一般に和化漢文の表現に用いない活用語の連体修飾用法や主格用法の「之」は原則として定家も使用しないことを基本的な姿勢としていたと考えられる。しかし、誤解・誤読の可能性がある場合はそれを避け、或いはより正確な解説・訓読の参考になる場合はそれを促し、定家自身が意図した国語文の再現に資するために、和化漢文による表現の工夫として敢えて意識的に用いたのではなからうか。詠歌大概に見られる特徴はそれを反映していると考え得る。

○助詞「を」「に」との関係から

国語助詞「を」「に」との関係で、和化漢文で漢字表記される場合は、助字「以」「於」が用いられる。しかし、宗清願文案における補読率が「を」94%、「に」84%であったことが示すように、表現行為の側から見た場合、前の「は」「の」と「者」「之」との関係ほど密接ではない。定家の詠歌大概でも、和化漢文における慣用的定型(和風の類型)の表記形式がある場合を除いて、助詞「を」「に」が積極的に文字化されることはない。詠歌大概で文字化される場合にはそれなりの必然的な理由や特徴が指摘できる。

まず、助詞「を」と訓むべき「以」が用いられる。「情以新為先」「詞以舊可用」がその例である。前者の(以A為B)型表現は和化漢文の定型であり、その訓読は「AをもちてBとす」か「AをBとす」である。因みに、斯かる場合の「為」字は、「ととす」と訓むべきもので、「なす」等の訓みは採り得ない。宗清願文案で「以正直可為先」を定家が「201正直をさきとし」と訓読するように、ここでの「以」も格助詞「を」で訓むことが相応しい。「以」を「をもちて」とするか「を」とするかの区別は、ABそれぞれが示す内容の具体性と両者の関係、或いはAとBとの措辞上の距離によるようである。また、後者は前句との対であり、「舊きを用ゐるべし」と訓むべきものである。前者と合わせて、近代秀歌にある「ことば、ふるきをしたひ、こゝろはあたらしきをもとめ」に対応するこ

とからも明らかである。後者は(ととす)の定型でないの、「詞可用舊」の表現も可能であるが、殊更に「以」を用いたのは、(以…為…)の構文で示した前句との対句表現が意識された修辭的用法であろう。詠歌大概に認められる特徴として、斯かる構文による表現に限って「以」字は助詞「を」と訓み得るという点が挙げられる。「以」の使用とそれを「をもちて」と訓ずることに実質的・積極的な意味を認め難い。なお、他の「以」字七例は「以花詠花以月詠月」に対する「花をもちて花を詠み、月をもちて月を詠む。」の如く、「もちて」と訓むべきものである。

次に助詞「を」「に」との関係で注目されるのが「於」字である。動詞が複数の対象をとりヲ格とニ格によつて表現される場合、国語文における両者の順序は自由であるが、和化漢文とその訓読との関係では構文に一定の型を持つ。補読される格助詞との関係で見ると、(動詞A於B)型の訓読は「AをBにとす」の順序が固定的で、和風の(α動詞β)型は「αにβをとす」の順序で訓ぜられる。少なくとも宗清願文案における和化漢文と訓読との間には斯かる特徴的な関係が認められ、定家の訓読文に例外はない。このような訓読における定家の規範意識は、和化漢文作成にも反映するものと見てよい。従つて、詠歌大概「染心於古風 習詞於先達者」の「於」による表現は、和化漢文の構文からも意味の上からも、「心を古風に染め、詞を先達に習はせ」と訓読すべきであり、斯かる訓みこ

それが定家の意図した国語表現を反映させ得ることになる。

さらに、この和化漢文の構文と訓読で補読される助詞の順序との特徴的関係によって、詠歌大概「殊可見習者 古今 伊勢物語 後撰 拾遺 三十六人集之中 殊上手歌 可懸心」の文の区切りと訓読が明らかにできる。仮名本では「殊に見習ふべきは……殊なる上手の歌を心に懸くべし」の如く一文で解釈するものがある。しかし、「殊上手歌可懸心」の表現形式は、それを仮に一文中の連続した語句と見るならば、和化漢文の形式からは、「上手の歌を心に懸くべし」ではなく、「上手の歌に心を懸くべし」と訓ずる可能性で考えるべきである。ところが、文脈的意味を考えるとそれでは納まりが悪い。また、文構成と文意から言っても、「殊可見習者」を承けるのは「殊上手歌」までであり、「殊に見習ふべきは……心に懸くべし」とする解釈は採るべきでない。以上のことから考えて、「殊に見習ふべきは……殊なる上手の歌」で一文を切り、「(これ)を心に懸くべし」とする解釈が、最も妥当であり、定家の意図した国語表現を正しく再現することになろう。因みに、「心に懸く」の如く助詞二をとる表現は、文脈的意味と用法から見ても、毎月抄の「常に心ある躰の哥を御心にかけてあそばし」「近代の哥は花をのみ心にかけて、實にはめもかけぬ」「いづれの躰をよまんにも、なをくたゞしき事は、わたりて心にかくべきにこそ」に通ずる。これによって定家の表現・語法の実態を知ることができ、構文の特徴

や文脈的意味と合わせて、解釈の妥当性が支持されよう。

右に述べてきた助詞「を」「に」と関係する助字「以」「於」の用字に関して、両者に共通する特徴が認められる。すなわち、特定の性質を持った動詞の構文中で、目的・対象となる語を具体的にしたり強調したりするときに用いられる点である。宗清願文案における和化漢文と訓読との関係を勘案しても、詠歌大概に特有の性質のものではなく、格助詞「を」「に」は原則として訓読で補読されることを前提とするものであったと見られる。国語表現の構文・語法として動詞と格助詞とが必然的で緊密な関係を持つために、基本的には訓読の指標として助詞を和化漢文で文字化する必要がなかったであろう。それにも拘わらず、殊更に文字化される「以」「於」の用字にはそれなりの必然性や意義を認めるべきであろう。

○助詞「と」との関係から

助詞「と」に相当する助字の使用は認められない。詠歌大概では動詞「為」の訓に「とす」を対応させて助詞「と」が想定される程度である。宗清願文案では「為」字に対する訓読の定型と言い得る姿で助詞「と」が補読される。詠歌大概の場合も、宗清願文案に認められたのと同じく、特定の語との関係においてのみ補読されるという一種の訓読の定型の中で用いられる助詞であったと思われる⁷⁾。つまり、助詞「と」は、前述の格助詞とも同じ理由で、表現行

為としての和化漢文で積極的に文字化されるべき必然性はなく、単独で特定の表記と結びつきながら固定化・一般化するほどには必要性が高く認識されなかったものと見られる。

○接続助詞との関係から

所謂接続助詞のうち、詠歌大概で漢字表記されるものは「者」・「雖」の二種程度である。国語表現として必要な条件表現の接続助詞は必ず文字化されるといふ和化漢文一般に認められる特徴と同じで、これ以外に訓読で補読すべき条件表現の接続助詞はない。

接続助詞との関係で特徴的用法があるのは「雖」である。「雖」の訓読は原則として「といへども・といふとも」と見てよく、確定条件か仮定条件かによつて訓み分けるべきものである。詠歌大概の「雖」をその文意から見ると、確定条件表現に二例、仮定条件表現に二例の使用例がある。宗清願文案に「とも」と訓じた例があるが、副詞「たとひ（縦）」等と呼応する仮定表現の形式においてのみ用いられたものであり、他は訓読語「といへども・といふとも」である。多くは一語相当の資格で接続助詞として機能するが、「名詞＋助動詞（断定）＋トイフトモ」には、強意・類推・例示などの用法と見るべきものがあり、国語の副助詞的な機能を有する場合がある。詠歌大概の「近代之人所詠出之心詞 雖_レ為一句 謹可除弃_之」は、文脈の意味から見ても、その用法にあたる。また、「為」は断

定「たり」と見る。名義抄(僧下七九)にタリの訓が認められ、宗清願文案でもそのように訓じた例が四例存する。「雖」を接続助詞相当の語と見た場合、(雖十名詞)の形を訓読するには助動詞等の補読を必要とするので、国語文として必要な語(助動詞)を漢文形式の表記(和化漢文)の中にも文字化したものと見られる。

ところで、接続助詞には和化漢文に文字化されていない場合でも訓読に際して補読されるものもあるが、それは単純・順接の接続助詞に限られる。斯かる接続助詞は、先学によつて明らかにされた国語文における古代接続法の特徴を勘案すれば、文脈的意味や構文的特徴に基づいて把握される文と文との接続関係によつて、訓読文における補読の必要性の有無が判断できる。定家による宗清願文案の訓読文でも、補読された接続助詞の特徴は、一般的な和文に認められる接続助詞使用の実態やその特徴と一致する。少なくとも定家の用語意識や規範は、そのようなものであったと見てよい。一方、表現在為の側面から見ると、単純・順接による文の接続関係は、接続助詞の有無だけが論理の展開に大きな不都合をきたすことが少ないので、敢えて和化漢文で漢字による文字化の工夫と固定化が充分に行われなかったものと考えられる。しかし、逆接や条件表現に関わる接続助詞は、文と文との論理的接続関係を示す上で極めて重要な役割を担っているために、思考や表現に際しても、更に解釈・理解を求めるときにも、論理的構造を明示する手段として必要性の高

い語であつたと考えられる。つまり、逆接や条件句を構成する接続助詞は、表現行為で省略したり、理解行為で補われることを前提としたりするわけにはいかない語であつたといえる。従つて、このような接続助詞に関しては、表現行為としての和化漢文では過不足なく文字化され、理解行為では不読や補読で処理されないという特徴が、宗清願文案や詠歌大概にも一様に確認できることになる。詠歌大概における定家の和化漢文を分析した結果も、想定される定家の国語表現（訓読文）も、このような特徴と齟齬するものではない。

○助動詞との関係から

所謂助動詞に相当する語の表記に用いられたものは、詠歌大概ではさほど多種に亘らず「未（イマダズ）・不（ズ）」「非（ニアラズ）」「可（ベシ）」「為（タリ）」「如（ゴトシ）」等が認められる程度である。いずれも、中国漢文でも用いられた漢字が、国語助動詞相当の語と緊密な関連を持ちながらそれを表記するための字として、和化漢文や和漢混淆文等でも広く使用されたものである。これらの語の特徴は、原則として国語表現に必要な語は和化漢文でも文字化され、訓読の際に補読されることを前提としない点にある。定家の表現行為においても基本的にはこの特徴から外れず、訓読に際しても同じ基準で処理できる。そのような中であつて、訓読において補読を必要とする助動詞がある。「為（タメ）」に對する「^くむために」の訓み

と反語表現の文末における「^くむらむや」がそれである。これらは訓読の定型や国語表現の構文的定型と位置付けられるために、和化漢文に訓読の指標としての漢字を表示しなくても解釈・理解に不都合をきたさなかつたものと考えられる。

ここで、少々特異な「歎」字の用法について見ておきたい。「歎」字は本来助詞との関係で論じ得るところであろうが、定家の表現としては助動詞「なり」との関係で捉えられるところが極めて特徴的である。機能的には国語の疑問表現で文末に用いられる助詞「か」と通じ、訓読には一般にその「か」が定着している。和化漢文における「歎」字は所謂疑問表現に用いられる助字であり、基本的には「^くといかけ（質問）」や「^くうたがい（疑惑）」の表現となる。特に和化漢文において特徴的なのは疑惑表現に用いられる点であるが、就中注目されるのは、当然断定的表現が期待されてよい場面で用いられる「断定の保留もしくは婉曲的断定」の用法である。詠歌大概での「歎」字使用は「以同事詠古歌詞 頗無念歎」¹⁰「如此之時 無取古哥之難歎」の二例が認められる。これらの用法も、詠歌大概という資料の性格を考えると、定家が自身の歌論を展開する中で表現で用いられているのであるから、ある種の判断を相手に問ひ質す「質問」や心中に懐いた疑惑を表明した単なる「疑惑」ではなく、表現の上で不定の形を採つた「断定の保留もしくは婉曲的断定」と見るべきであろう。通常の積極的な断定表現を避けて、斯かる用法

の「歟」によって表現されたことの意義が考えられるべきである。

それは定家歌論の解釈に関わることになるが、論者は今それを論ずる用意がない。また、次の問題として、この「歟」がどのように訓まれたかを検討しなければならない。最も一般的には、古辞書などによって知られる和訓との関係や、先学の御考察の結果が示すように「か」と訓むことが考えられる。しかし、国語助詞「か」の和文における文末用法は、飽くまでも疑問表現を構成するものであり、明確な断定を避けるという用法を持たない。一つの可能性として断定の「なり」を充てることも考えられるが、積極的な意味での断定ではないので、意味用法の相違を考えると、妥当性の高い訓みとはいえない。そこで、宗清願文案における斯かる断定保留用法の「歟」を見ると、定家によって「ゆへなり」と訓まれることが確認できる。従って、訓読の可能性として「か・なり・ゆへなり」の三種類が考えられることになる。その訓がいずれであるかは俄に決し難いものの、宗清願文案の訓読が定家の訓みであることを考慮し、文脈的意味を考え合わせても「ゆへなり」と訓むことは十分に可能である。先行する「猶案之」の意味を、「同様」にまた次のことに配慮すべきである。何故ならば……「ほどの意味に解釈してよければ、前段を承けて「なほ案ず。……ゆへなり。」と続き、題材・風情の扱いに配慮することの重要性和理由を論じた文脈と考えられるので、比較的妥当な訓みと考える。後者「無取古哥難歟」も同様に解

釈し得る。

むすびに

以上に整理したところは、拙稿で指摘し得た特徴を、定家の表現行為になる和化漢文でも基本的には同様の傾向として、改めて確認する結果となる。すなわち、漢文に用いられる助字と国語助詞・助動詞との関係について見た場合、国語文として文脈上必要な助詞・助動詞で漢字表記の助字に意味・用法上も対応可能なものは和化漢文でも文字化され、漢文特有の用字法・語法で訓読に際して不読とされる助字は和化漢文では用いられないことが、原則的な基準としてあったのではないかと考えられる。斯かる基準は、個人的な或いは臨時的な表現に用いられるような無秩序なものではなく、和化漢文における表現行為と理解行為との間に、広く通用する前提として諒解されていたものと考えられる。従って、その原則に外れるような(例えば活用語承接の連体修飾用法「之」のような)用字・語法・構文等をはじめとする表現には、そこに合理的・必然的な理由を求めることが可能なのであろう。和化漢文表現の一般的な傾向として、個人や資料などに限定されない特徴と位置づけ得るかどうかは、更に広範囲にわたる詳細な検討が必要である。和化漢文の精確な訓読に至るためには、未だ多くの検討すべき課題があるように思う。

注

- (1) 拙稿「石清水八幡宮権別当田中宗清願文案」二種(漢字仮名交り文・和化漢文対照本文)(『鎌倉時代語研究』第21輯・平成一〇年)。
- (2) 訓読に際し、助詞「の」を補わず、活用語連体形で修飾する。訓点資料でも、活用語連体形に「の」を接続させて「之」を字面のままに訓むようになるのは、室町時代以降のこととされる。小林芳規「花を見るの記」の言い方の成立追考」(『文学論漢』14・昭和三四年六月)。
- (3) 拙稿「和化漢文と定家の訓読―石清水八幡宮権別当田中宗清願文案における助詞と助字との関係―」(『鎌倉時代語研究』第22輯・平成一二年)一八四頁。
- (4) 小山登久『平安時代公家日記の国語学的研究』(おうふう)四七八頁。
- (5) 注(3) 論文一九四頁。
- (6) 注(3) 論文一九三頁。
- (7) 注(3) 論文一九七頁。
- (8) 拙稿「条件句構成の「雖」「トイヘドモ」「トイフトモ」について」(『鎌倉時代語研究』第15輯・平成四年)五〇頁。
- (9) 山口塾一「古代接続法の研究」(明治書院)第14章。
- (10) 峰岸明『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会)六五三頁以降。
- (11) 注(3) 論文二〇一頁。勿論、疑問表現を構成する用法で、「か」と訓まれた「歟」字も四例認められる。しかし、詠歌大概の例は、文脈の意味やその用法・表現性から見て、宗清願文案で「ゆへなり」と訓まれた二例「断定保留・婉曲的断定」に通ずる。
- (12) 注(3) 論文。

― たなか・まさかず、兵庫教育大学助教授 ―